

戸田市防火安全協会会則

付録

- 表彰に関する内規
- 表彰取扱基準

戸 田 市 防 火 安 全 協 会

戸田市防火安全協会会則

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 本会は戸田市防火安全協会と称し、事務局を戸田市大字新曽 1 8 7 5 番地の 1 戸田市消防本部内におく。

(支部の設置)

2 戸田市防火安全協会に支部をおく。その運営に関しては理事会で決める。

(目 的)

第 2 条 本会は会員相互の融和親睦をはかるとともに、消防機関との連絡を密にし、消防法その他関係法令による防火管理体制の向上をはかり、災害を防止して各事業の健全なる振興発展と社会公共の福祉増進に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 3 条 本会は前条の目的達成のため次の事業を行うものとする。

1. 防火思想の普及徹底に関すること。
2. 防火管理の研究調査に関すること。
3. 危険物の取り扱いと管理の研究調査に関すること。
4. 関係法令の普及徹底に関すること。
5. 講習会、映画会、研究会及び視察等に関すること。
6. 消防設備の改善研究に関すること。
7. 会員相互の親睦に関すること。
8. 機関紙その他印刷物の刊行配布に関すること。
9. 会員の表彰に関すること。
10. その他本会の目的達成に必要と認める事項。

(会 員)

第 4 条 本会の会員は次のとおりとする。

1. 一般会員 第 2 0 条第 1 号から第 8 号までに該当する会員
2. 賛助会員 本会の趣旨に賛同する事業所の代表者または個人

第 2 章 役 員

(役 員)

第5条 本会に次の役員をおくものとする。

1. 会 長 1人
2. 副 会 長 4人以内
3. 理 事 35人以内（常任理事含む）
4. 監 事 2人

(会 長)

第6条 本会の会長は理事の互選によるものとする。

- 2 会長は本会を代表し、会務を統理し、各会議の議長となる。

(副会長)

第7条 副会長は理事中より会長が選任する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは、その職を代行する。

(理 事)

第8条 理事は一般会員の互選によって選出する。

- 2 理事は本会の重要事項を審議する。
- 3 常任理事は会長が選任する。

(監 事)

第9条 監事は理事の互選により、会長が委嘱する。

- 2 監事は会の会計を監査し、会長に対しその責に任ずる。

(役員任期)

第10条 役員任期は二年とする。ただし再任を妨げない。

(補充役員任期)

第11条 役員中欠員を生じたときは、会長の推薦により補充することが出来る。

ただし、補欠により就任した役員任期は前任者の残任期間とする。（事務局）

第12条 本会の事務を処理するため、事務局をおく。

- 2 事務局長及び職員は、役員会の議を経て会長が委嘱する。
- 3 事務局長は、本会の理事と同等の職務を行う。
- 4 事務局の組織及び職員に関し、必要な事項は別に定める。

(顧問)

第13条 本会に顧問をおくことができる。

2 顧問は次に掲げる者を会長が委嘱する。

1. 戸田市長
2. 戸田市消防長
3. 戸田市消防本部次長
4. 戸田市消防団長
5. その他役員会で推薦する者

3 顧問は、各会議に出席し、本会の重要事項について意見を述べることができる。

第13条の2 本会に相談役をおくことができる。

2 相談役は、次に掲げる者を会長が委嘱する。

(1) 戸田市防火安全協会会長前任者

3 相談役は、各会議に出席し、意見を述べることができる。

4 相談役の任期は、二年とする。

(参与)

第14条 参与は次の職にある者を会長が委嘱する。

1. 戸田市消防署長
2. その他学識経験者

2 参与は、各会議に出席し、意見を述べることができる。

(会議)

第15条 本会の会議は次のとおりとする。

1. 総会
2. 役員会

(総会)

第16条 総会は毎年1回以上招集し、議長は出席者のうちから互選により選出し、次の事項を議決する。

1. 役員を選出
2. 事業計画及び年度事業報告
3. 年度予算及び前年度決算の審議
4. その他必要な事項

(役員会)

第17条 役員会は会の役員及び顧問、参与をもって組織し、必要に応じて随時会長が召集し、次の事項を審議する。

1. 総会に提出すべき議案
2. 重要事項及び事業計画
3. その他会長において必要と認めた事項

(議決)

第18条 各会議の議決は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは会長が決するものとする。

第 3 章 会費及び会計

(経費)

第19条 本会の経費は、会費及び寄付金その他の収入をもってあて事務局長が管理する。

(会費)

第20条 本会の会費は次のとおりとする。

1. 消防関係免状等の所持者 年額 2,000円
2. 少量危険物を取り扱う事業所の代表者 年額 4,000円
3. 指定可燃物を取り扱う事業所の代表者 年額 4,000円

ただし、指定可燃物の指定数量の10倍までとし、10倍またはその端数を増す毎に2,000円増とする。

4. 倉庫の事業者または管理者 年額 4,000円

ただし、延面積1,000㎡までとし、1,000㎡またはその端数を増す毎に2,000円増とする。

5. 事業所の代表者 年額 6,000円

6. 危険物製造所等（液化ガスを含む）をおく事業所の代表者

年額 6,000円

ただし、危険物の指定数量50倍までとし、50倍またはその端数を増す毎に1,000円増とする。

7. 防火管理者をおく事業所の代表者 年額 6,000円

ただし、次号の規定を準用する。

8. 防火管理者及び危険物製造所等（少量を含む）を併せおく事業所の代表者 年額 9,000円
ただし、収容人員200名または危険物指定数量200倍までとし、200名または200倍およびその端数を増す毎に2,000円増とする。
9. 本条第3号、第4号、第6号、第8号の最高額は50,000円とする。
10. 賛助会員 年額 30,000円

（会費の納入）

第21条 本会の会費は毎年4月に納入するものとする。

（会計年度）

第22条 本会の会計年度は、4月1日から始まり、翌年3月31日をもって終る。

（支出）

第23条 本会の会費を支出するときは、別紙第1号様式により会長の支出命令を受けなければならない。

（会費の保管）

第24条 会費は会長名をもって預金する。

第 4 章 簿 冊

（簿 冊）

第25条 本会に次の簿冊を備えつけて、会務のてん末を記録するものとする。

1. 会 員 名 簿
2. 役 員 名 簿
3. 金 銭 出 納 簿
4. 金銭出納証拠書類簿
5. 会 費 納 入 簿
6. 基 金 台 帳
7. 会 議 録
8. 雑 書 綴

第 5 章 加入及び脱会除名

(会員の加入)

第 26 条 第 4 条に該当する者で本会に加入しようとする者は入会金を添えて別紙第 2 号様式の申込書をもって会長に届け出るものとする。

2 前項の届け出があったときは、会員名簿に登録する。

(脱 会)

第 27 条 会員が異動等により脱会しようとするときは、その旨を別紙第 3 号様式により届け出なければならない。

2 会費に未納があれば完納する。ただし既納の会費は返納しないものとする。

(除 名)

第 28 条 会員に次の各号の一に該当する事実があるときは、役員会の議決により除名することができる。

1. 1 年以上会費を納めない時
2. 本会の名誉をき損した時

第 6 章 専門委員会

(組 織)

第 29 条 本会に次の専門委員会をおく。

1. 防火管理委員会
2. 危険物委員会
3. 消防設備士委員会

(委 員)

第 30 条 専門委員会に委員をおく。

2 前項の委員は、役員会の議を経て会長が委嘱する。

(委員の職務)

第 31 条 委員は、専門委員会の運営にあたり、その専門的職務を遂行する。

第 7 章 雑 則

(会則の改廃)

第 3 2 条 この会則は総会の議決によらなければ改廃することができない。

(会長が定める内規)

第 3 3 条 この会則施行について必要な事項は役員会の議決を得て会長が定めることができる。

附 則

この会則は議決の日より施行し、昭和46年4月1日から適用する。

附 則

この会則は議決の日から施行し、昭和51年4月1日から適用する。

附 則

この会則は議決の日から施行し、平成2年5月23日から適用する。

附 則

この会則は議決の日から施行し、平成3年5月22日から適用する。

附 則

この会則は議決の日から施行し、平成4年5月25日から適用する。

附 則

この会則は議決の日から施行し、改正後の戸田市防火安全協会会則第13条の2の規定は、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この会則は議決の日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この会則は議決の日から施行し、平成30年5月25日から適用する。

附 則

この会則は議決の日から施行し、令和2年5月20日から適用する。

第1号様式

会 長	事務局長	主 幹	副主幹	担 当	担 当
予 算 額		予 算 執 行 済 額		予 算 残 額	
款		項		目	
請 求 額 円 令和 年度 第 号					
種 別 及 び 名 称	数 量	単 価		備 考	
上記の金額を請求します。					
令和 年 月 日					
戸田市防火安全協会 会長		様 住所 氏名			
上記の金額を領収しました。					
令和 年 月 日					
領収書別添		氏名 同上			
戸田市防火安全協会会長		様			

会 員 加 入 書

私議、戸田市防火安全協会の趣旨に賛同し貴会の会員に加入致したく、
下記事項を記載の上申込致します。

令和 年 月 日

戸田市防火安全協会会長 様

住 所
氏 名

印

名 称	建物延面積	m ²
	収容人員	名
所 在 地		
代 表 者		
会員区分	一 般 会 員	賛 助 会 員

第3号様式

会 員 脱 会 届

私議、今般下記事由により本会を脱会致したいと存じますので、
ご承認頂きたくお届け致します。

令和 年 月 日

戸田市防火安全協会会長 様

住 所
氏 名

印

脱 会 事 由	
脱 会 年 月 日	
本年度会費納入状況	脱会の日までの会費 完 納 未 納

戸田市防火安全協会の表彰に関する内規

(目的)

第1条 この内規は、協会規約第3条第9号に基づく表彰について必要な事項を定めるものとする。

(表彰の対象)

第2条 表彰は、次の各号の一に該当するものについて行う。

- (1) 本会の育成発展及び火災予防の普及等に顕著な功労があった事業所。
- (2) 危険物の保安管理について、とくに顕著な功労があり、他の模範となる危険物取扱者。
- (3) 防火管理の推進について、とくに顕著な功労があり、他の模範となる防火管理者。
- (4) 本会の発展に寄与し、とくに功労があった顧問、役員、事務局員。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、他の模範として推奨すべき功労があった者。

(表彰の時期及び副賞)

第3条 表彰は、原則として総会において行い、または必要において随時行うことができる。

2 会長は表彰を行う場合において、予算の範囲内の副賞を付与することができる。

(被表彰者の選出)

第4条 被表彰者の選出は、会員等の推薦により役員会の議を経て会長が定める。

(その他)

第5条 この内規の施行について必要な事項は別に定める。

附 則

この内規は、議決の日から施行し、昭和46年 1月 1日から適用する。

附 則

この内規は、議決の日から施行し、平成4年6月26日から適用する。

戸田市防火安全協会表彰取扱基準

第1条 この基準は、戸田市防火安全協会表彰に関する内規（以下「内規」という。）の取扱についての基準を定め、表彰事務の適正を期することを目的とする。

第2条 表彰事由が複雑で相互に関するものについては、一の表彰として取り扱うものとする。

第3条 内規第2条に定める表彰の事由は、次により取り扱うものとする。

(1) 優良事業所

本会の育成発展等とは

本会に10年以上加入し、会の発展にとくに顕著な功労があった事業所。

(2) 優良危険物取扱者

危険物の保安管理とは

危険物保安監督者又は危険物取扱者として、関係法令の違反が無く、かつ5年以上にわたり無事故であって自主保安管理が積極的であると認められる者。

(3) 優良防火管理者

防火管理の推進とは

防火管理者として、関係法令の違反が無く、かつ5年以上にわたり無事故であって自主保安管理が積極的であると認められる者。

(4) 功労役員等

本会の発展に寄与とは

(ア) 本会の役員として5年以上勤めた者。

(イ) 本会の事務局員として10年以上勤めた者。

第4条 会長が内規第2条第1号、第2号及び第3号の該当として表彰する数は、会長が定める。

附 則

この基準は、平成4年6月25日から施行する。